茂財政第１４号
令和７年４月９日

茂原市監査委員　風戸　博恭　様
茂原市監査委員　細谷　菜穂子　様

茂原市長　市原　淳

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第１９９条第１４項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

（対　令和６年１１月１８日付け茂監第５２号）

財務部	財政課

監　査　結　果
・突発的な災害対応等により財政調整基金が減少傾向にある中、依然として財政調整基金に頼らざるを得ない厳しい財政運営が続いている。財政調整基金は不測の事態に備えるための基金でもあることから、そのために必要な最低限の基金額の算定とその確保について鋭意検討されたい。
措　置　内　容
・近年の著しい社会情勢の変化に伴い、地方自治体が担うべき事業も増加してきている。このような情勢下において不測の事態が生じた場合に対応するため、余剰金が生じた場合には、地方財政法に則り、基金に積み立てる。